

サザン長野『田舎インバウンドコンソーシアム』規約

第1条 名称

本会は、サザン長野『田舎インバウンドコンソーシアム』（以下、「本会」という。）と称する。

第2条 目的

本会は、飯田下伊那地方を中心に長野県中南部地域において田舎インバウンドを推進するための情報を共有しながら関係者間のネットワークを構築し、海外の旅行会社との連絡調整や集客力を高める効果的なプロモーション等を実施することによって、地域の観光・地域振興に資することを目的とする。

第3条 事業

本会は、前条の目的を達するために次の事業を行う。

- (1) 関係団体における活動内容の情報共有と課題解決
- (2) 欧米豪等の海外旅行会社等との連絡調整
- (3) 田舎インバウンドを推進していくための調査研究
- (4) 田舎インバウンドを推進していくためのプロモーション活動
- (5) 先進地の視察及び親睦を深めるための懇親会等の開催
- (6) 前各号の他、本会の目的達成のための必要な事業

第4条 会員

本会の会員は一般会員と企業団体会員と特別会員とする。

(1) 一般会員

- ① 地域で活動している実践者・実践団体や、実践を計画している個人・企業：団体等が入会することができる。年商規模が、1億円以内の個人・企業・団体等を目安とする。
- ② 一般会員は、例会（第9条3項）において意見や感想を述べることができる。
- ③ 会員は、コンソーシアムの会員であることを、自社・団体等のコンソーシアムに関連する事業についての広告、パンフレット、催事等において示すことができる。
- ④ 一般会員は、本会の普及・広報に努めるものとする。
- ⑤ 一般会員は、通信費・事務費等に充てるため会費として、年間10,000円を負担する。

(2) 企業団体会員

- ① 観光等の当該事業分野において事業を行っている企業・団体等が入会することができる。年商規模が、1億円以上の企業・団体等を目安とする。

- ② 企業団体会員は、例会(第9条3項)において意見や感想を述べることができる。
 - ③ 企業団体会員は、コンソーシアムの会員であることを、自社・団体等のコンソーシアムに関連する事業についての広告、パンフレット、催事等において示すことができる。
 - ④ 企業団体会員は、本会の普及・広報に努めるものとする。
 - ⑤ 企業団体会員は、通信費・事務費等に充てるため会費として、年間 50,000 円を負担する。
- (3) 特別会員
- ① 目的に賛同する企業・法人・団体等は、特別会員として入会することができる。
 - ② 特別会員は、例会(第9条3項)に10名まで参加することができる。
 - ③ 特別会員は、コンソーシアムの会員であることを、自社・団体等のコンソーシアムに関連する事業についての広告、パンフレット、催事等において示すことができる。
 - ④ 特別会員は、会費として年間 100,000 円を負担する。

第5条 入退会

- (1) 本会へ入会しようとする者は、書面をもって申し込み、幹事会の承認を受けなければならない。
- (2) 本会を退会しようとする者は、幹事会に書面をもってその旨を届け出なければならない。
- (3) 会員が本規約に違反した場合、又は本会の名誉を傷つける行為をした場合には、幹事会の議決により、これを除名することができる。
- (4) 1年以上の会費未納は退会の意思表示とみなし退会の手続きを行う。

第6条 役員

- (1) 本会に、役員として会長1名、副会長若干名、監事1名を置く。
- (2) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長不在時において、その職務を代行する。
- (4) 役員任期は2年とし、再任を妨げない。
- (5) 役員はいずれも無報酬とする。

第7条 総会

- (1) 総会は、会員をもって構成する。
- (2) 総会は、定期総会を年1回程度開催するほか、会長が必要と認めたときに開催する。
- (3) 総会は、必要に応じて、書面または電子メール、オンラインによる開催とすることができる。

- (4) 総会は、総会員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- (5) 一般会員、企業団体会員、特別会員は、1会員（個人、団体、法人）につき、1議決権が認められる。
- (6) 総会に出席できない会員は、総会の議長または他の出席会員にその権限を委任することができる。この場合、当該会員は、総会に出席したものとみなす。
- (7) 総会の議長は、会長が務める。
- (8) 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決するものとする。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (9) 総会は、本会の設立及び解散を議決するほか、次の事項を議決する。
 - ① 本規約の改正
 - ② 役員承認
 - ③ 前年度の会計書類等の報告など、その他本会の運営に関して重要な事項

第8条 幹事会

- (1) 本会に、幹事会を置く。
- (2) 幹事会は、役員をもって構成する。
- (3) 本会発足時における役員は会長が発起人から指名し、総会の承認を受けるものとする。
- (4) 本会発足後は、会長が会員（一般会員、企業団体会員、特別会員）から指名し、総会の承認を受けるものとする。
- (5) 幹事会は、予算の作成・承認を行う。
- (6) 幹事会の議長は、会長が兼務する。
- (7) 幹事会は、会長が必要と認めるときに開催する。
- (8) 幹事会は、必要に応じて、書面または電子メール、オンラインによる開催とすることができる。
- (9) 幹事会は、本会への入会申し込みを承認するほか、本会の運営に関して重要な事項について総会に提案し、及び会長が必要と認められた事項について議決する。

第9条 事務局

- (1) 本会を運営するために事務局を設置し、本会の庶務全般を司る。
- (2) 事務局長は会長が任命する。
- (3) 会員が参加する例会を2か月に1回開催する。オンラインによる開催も可とする。
- (4) 事務局長は、毎年度最初の例会に前年度の会計報告を行い、幹事会の承認を得なければならない。

第10条 ワーキンググループ

- (1) 本会は、本会の事業運営上必要があるときは、幹事会の議決によりワーキンググループを設置することができる。
- (2) ワーキンググループは、それらの目的に対して意欲ある会員の実務責任者等から構成される。
- (3) ワーキンググループの主査は、会長が幹事の中から指名し、ワーキンググループの構成員及び運営に必要な事項については、主査が定めるところによる。

第11条 アドバイザー

- (1) 本会は、インバウンド事業分野において専門的な知識や経験を持つ人をアドバイザーとして置くことができる。
- (2) アドバイザーは会長が任命する。
- (3) アドバイザーは無報酬とする。

第12条 顧問

- (1) 本会は、当コンソーシアムの組織運営全般における相談等を行う人を顧問として置くことができる。
- (2) 顧問は会長が任命する。
- (3) 顧問は無報酬とする。

第13条 事業及び会計年度

- (1) 本会の事業及び会計年度は、通常4月1日から3月31日までとする。
- (2) 本会の第1事業年度は、令和7年1月30日から翌年3月31日までとする。

第14条 実費の徴収

- (1) 本会は、第3条に定める事業の実施に当たって、会合開催やワーキンググループの活動等、特別な予算の措置を必要とする事業を実施しようとする場合には、必要に応じて、当該事業に必要な実費を賛同が得られた会員から徴収することができる。
- (2) 第14条(1)の徴収は、幹事会の議決によるものとする。

第15条 雑則

この規約に定めるもののほか本会の運営上必要な事項は、会長が幹事会に諮って定める。

附則

この規約は、令和7年1月30日から施行する。